

立教大学外国人留学生チューター制度規程

施行	1999年4月1日
改正	2001年11月21日
	2003年4月1日
	2007年2月8日
	2009年4月1日
	2013年4月1日
	2015年4月1日

(目的)

第1条 この制度は、外国人留学生の学習・研究効果の向上をはかることを目的としてこれを定める。この制度によるチューターは、学習・研究指導にあたる教員（以下「指導教授」という。）の指示に基づき課外指導を行う。

(種別)

第2条 チューターによる一般指導又は外国語論文文書指導とする。ただし、外国語とは、当該外国人留学生の母語以外の言語とする。

(指導内容)

第3条 一般指導は、学習・研究上の援助を行う。

2 外国語論文文章指導は、卒業論文、卒業論文と同等の論文、卒業論文に準ずる論文、修士論文、修士論文と同等の論文及び博士論文作成上の外国語文章の指導とする。

(チューターによる指導の対象)

第4条 チューターによる指導の対象者は、指導教授が必要と認める者とする。

2 一般指導は、原則として国際交流協定大学から受け入れた外国人留学生を対象とする。ただし、文部科学省及び奨学金支給団体等の委託による外国人留学生については、これを対象とすることができる。

3 外国語論文文章指導は、卒業論文、卒業論文と同等の論文、卒業論文に準ずる論文、修士論文、修士論文と同等の論文及び博士論文を提出する予定の正規課程在籍者で、在留資格「留学」を有する者又は外国人留学生入学試験による入学者を対象とする。

4 卒業論文と同等の論文、卒業論文に準ずる論文及び修士論文と同等の論文については別に定める。

5 一般指導と外国語論文文章指導は、重複して受けることはできない。

(チューターの資格)

第5条 チューターの資格は、一般指導については、原則として外国人留学生の専攻分野に関連のある本学学部学生又は大学院学生で、人物・学力ともにすぐれた者とする。

2 外国語論文文章指導については、原則として修士号を取得した者又はそれに準じる学力を有する者とし、本学大学院学生に限定しない。

(任用)

第6条 国際センター委員会は、指導教授と協議し、チューターを任用する。

(指導期間)

第7条 一般指導は、定められた時間内であれば、指導教授の認める任意の期間に実施することができる。

2 外国語論文文章指導は、原則として卒業論文、卒業論文と同等の論文、修士論文、修士論文と同等の論文及び博士論文は論文提出年度の6か月、卒業論文に準ずる論文は論文提出年度の3か月とする。

(指導時間・報酬)

第8条 チューターの指導時間及び報酬は、別に定める。

(改正)

第9条 この規程の改廃は、国際センター委員会の議を経て、総長がこれを行う。

附 則

この規程は、1999年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2001年11月21日から施行する。

附 則

この規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2007年2月8日から施行する。

附 則

この規程は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。